

川崎市病院事業の資金の保管及び運用に関する事務取扱要綱

17川病総経第578号

平成17年 9月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市病院局会計規程（平成17年3月31日病院局規程第36号。以下「規程」という）第5条に規定する現金（有価証券を含む。以下「現金」という。）の保管及び運用（以下「保管運用」という。）について必要な事項を定める。

(基本原則)

第2条 現金の保管運用は、川崎市が行う病院事業の運営に応じ、また、川崎市の公金の保管及び運用に関する方針（平成14年4月1日施行。以下「公金の保管運用方針」という。）第3条の保管運用の基本原則により行う。

2 現金の保管（現金を金融機関に普通預金で保管する場合を保管という。以下「保管」という。）は、経営企画室の会計を担当する担当課長である企業出納員（以下「企業出納員（担当課長）」という。）及び事務局長である企業出納員（以下「企業出納員（事務局長）」という。）が、地方公営企業法第27条ただし書の規定により指定した出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関（以下「公金取扱金融機関」という。）で行う。

3 現金の運用（現金を金融機関に普通預金以外の定期預金等（公金の保管運用方針第4条第2項第2号に規定する債券の取得を含む。）で運用する場合を運用という。以下「運用」という。）は、企業出納員（担当課長）が、その種類、金額及び期間に応じ、相手方金融機関（証券会社を含む。以下同じ。）を公金の保管運用方針第6条及び第7条に定める金融機関のなかから決定して行う。ただし、病院局長が特に必要と定めた場合は、この限りではない。

4 現金の運用先に関しては、本市「金融機関調査連絡会」において策定する「川崎市公金取扱金融機関評価基準」（以下「金融機関評価基準」という。）に即した金融機関とし、現金の安全性を確保するために、庁内関係部局と連携をとりながら、運用先となっている金融機関の経営状況の把握を行う。

(資金の振替及び移動)

第3条 企業出納員（担当課長）は、資金計画に基づき企業出納員（事務局長）に資金の振替を通知し、企業出納員（事務局長）は収納・保管している現金を指定された企業出納員（担当課長）の預金口座に振り替えなければならない。

2 企業出納員（担当課長）及び企業出納員（事務局長）は、「金融機関評価基準」に基づき、保管運用先の金融機関が経営状況に問題があるものと判断された場合は、速やかに現金を健全な金融機関に移動しなければならない。

(保管運用の方針)

第4条 保管運用は、公金の保管運用方針第4条第1項の規定に基づき行い、同方針第2項に掲げた金融商品等による。

(運用の契約)

第5条 運用における契約は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第2号に規定する随意契約の方法により締結するものとする。この場合において、有資格者のうちから複数の者を指名して契約の申込みの誘

引（以下「引合い」という。）を行い、次項に定める予定金利以上で最高の金利をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

2 企業出納員（担当課長）は、引合いにあたっては、市場金利などを勘案してあらかじめ予定金利を決定し、その予定金利を金利見積り調書に記載しておくものとする。

3 引合い参加者の申込み金利が予定金利に達しないときは、直ちに、再度の引合いを行うことができる。

4 予定金利以上で最高の金利をもって申込みをした者が2者以上あるときは、直ちに当該申込者により再度の引合いをしなければならない。

なお、再度の引合いによっても契約の相手方を決めることができない場合は、当該申込者にくじを引かせて相手方を決定する。

5 手続きの透明性を確保するため、申込者に対して、契約決定の金利を公表することができる。

（運用の指名基準）

第6条 前条第1項の規定により指名するときは、運用の方針及び金額に応じ、参加する者を指名しなければならない。ただし、特別な事情があると認めるときは、この限りではない。

（運用の特命随意契約）

第7条 第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、特定の者を指名して契約をすること（以下「特命随意契約」という。）ができる。

（1）緊急の必要により引合いを行うことができないとき。

（2）運用の方法に競争性がないと認められるとき。

（3）公金取扱金融機関に、その役割実現のために必要な預金口座を開設するとき。

（4）その他特別の事情があると認められるとき。

2 特命随意契約をしようとするときは、あらかじめ第5条第2項の規定に準じて予定金利を定めるものとする。

（運用の限度額）

第8条 企業出納員（担当課長）は、運用を行う場合、有資格者ごとの限度額を定め、当該限度額を超えて当該有資格者と契約してはならないものとする。ただし、特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

（運用における指名停止の措置）

第9条 運用における契約事務の厳正、確実かつ円滑な執行を図るため、有資格者が不正若しくは不当行為を行った場合、又は契約の相手方としてふさわしくないと認められる場合は、当該有資格者に対しては一定期間引合いの指名を行わないものとする。

（その他必要事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、病院局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月23日から施行する。